

社会福祉法人江戸川豊生会  
地域包括支援センター みどりの郷福楽園 運営規程

第1条 目的

地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、地域住民の心身の健康の保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する中核機関として役割を担う。(介護保険法(平成9年法律第123号。)第115条の39第1項)

第2条 運営の方針

センターの専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるようご利用者の立場にたって支援を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保できるようその調整に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

第3条 地域包括支援センターの設置

地域支援事業(包括的支援事業)の実施を市町村から委託を受け、地域包括支援センターを設置する。

名称 地域包括支援センター みどりの郷福楽園  
所在地 江戸川区南葛西 4-21-3

名称 地域包括支援センター みどりの郷福楽園(分室)  
所在地 江戸川区臨海町 1-4-4

第4条 体制及び職員配置

介護保険法施行規則第140条の66に規定する職員の配置他仕様書に準ずる。

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| (1) 社会福祉士        | 1名(常勤)(管理者) |
| (2) 保健師又は経験ある看護師 | 2名(常勤)      |
| (3) 主任介護支援専門員    | 1名(常勤)      |
- 社会福祉士は、管理者を兼ね、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (4) その他常勤・非常勤職員を若干名置くことができる。

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日  
ただし、祝日・祭日並びに12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 9:00~18:00

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 第6条 業務内容

### (1) 包括的支援事業

#### ① 総合相談業務

- ア 地域におけるネットワークの充実
- イ 実態把握
- ウ 初期段階の相談対応及び専門的・継続的な相談支援
- エ 高齢者の異変時の対応
- オ 申請代行

#### ② 権利擁護業務

- ア 成年後見制度の活用及び普及啓発
- イ 虐待（疑いを含む）の対応
- ウ 権利擁護に係る事例の対応
- エ 消費者被害の防止
- オ 虐待防止ネットワーク推進

#### ③ 包括的継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 包括的・継続的ケア体制の構築
- イ 介護支援専門員の支援

### (2) 包括的支援事業（社会保障充実分）

#### ① 在宅医療・介護連携推進事業

- ア 在宅療養高齢者の支援
- イ 在宅医療・介護の連携の推進
- ウ 医療・介護・福祉の連携システムの構築

#### ② 生活支援体制整備事業

- ア 社会資源の見える化
- イ 地域ニーズ・社会資源の把握
- ウ 生活支援サービスの充実
- エ ニーズとサービスのマッチング
- オ 行政が開催する本事業に係る会議体の出席

#### ③ 認知症総合支援事業

- ア 認知症地域支援・ケア向上事業
- イ 認知症地域支援推進員
- ウ 認知症書記集中支援推進事業

#### ④ 地域ケア会議推進事業

- ア 地域ケア個別会議・推進会議の開催
- イ 刊行物の発行及び提出
- ウ 地域からの要請に基づく対応

### (3) 日常生活自立支援事業

#### ① ご家族介護支援事業

- ア 認知症ご家族介護者教室の開催
- イ その他事業

- ② その他事業
  - ア 認知症普及啓発事業（一般及び専門）
  - イ 福祉用具事業
  - ウ 住宅改修事業
- (4) 介護予防・日常生活支援サービス事業
  - ① 介護予防・生活支援サービス事業
    - ア 介護保険要支援認定者・認定非該当者の対応
    - イ 事業参加の追跡調査
  - ② 一般介護予防事業
    - ア 介護予防把握事業
    - イ 介護予防普及啓発事業
    - ウ 地域介護予防普及啓発事業
- (5) その他の業務
  - ① 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、以下の通りとする。
    - ア 提供方法介護予防の為の効果的な支援の方法（厚生労働省令 37 号第 29 条から第 31 条の規程）に従って実施する。
    - イ ご利用者の相談を受ける場所は第 3 条に規定するセンター内、サービス事業所又は自宅とする。
    - ウ サービス担当者会議について
      - A 開催場所は第 3 条に規定する、センター内、サービス事業所内又は自宅とする。
      - B サービス担当者会議の開催により、ご利用者の状況等に関する情報及び意見を求めるものとする。但し、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
    - エ 担当職員による居宅訪問頻度等
      - A 提供開始月
      - B 提供開始月から起算して 6 月に 1 回
      - C 介護予防サービス計画で定めた期間の終了月
      - D ご利用者の状況に著しい変化があったとき  
尚、ご利用者の居宅を訪問しない月においては、サービス事業所からの利用状況報告等の方法によりご利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等によりご利用者との連絡を実施する。
    - オ モニタリングの結果を記録すること。
  - ② センターは、第 7 条第 4 号の介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

- ③ センターが介護予防支援を行うにあたっては、ご利用者と介護予防支援契約書を締結しなければならない。
- ④ 利用料等指定介護予防支援を提供した場合のご利用者の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

#### 第7条 地域包括支援センター運営協議会との協議

下記事項について、地域包括支援センター運営協議会との協議を行うものとする。

- (1) センターの公正・中立性の確保に関すること
- (2) センターの職員の確保に関すること

#### 第8条 通常の事業の実施地域

江戸川区 葛西事務所南圏域とする。

#### 第9条 秘密の保持

センターは、業務上知り得た高齢者及びそのご家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する所轄庁等の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得た高齢者またはそのご家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

#### 第10条 苦情対応

提供した介護予防支援サービスに関する高齢者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はそのご家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

#### 第11条 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第12条 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生及び再発を防止するために講じる措置は次の通りとする。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともにその結果について、十分に周知する。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

## 第13条 その他運営についての重要事項

- 2 事業所の運営規程、重要事項説明書を備え付け、いつでも関係者が自由に閲覧できるものとする。
- 3 担当する職員はサービス提供をご利用者に強要又は、当該事業者から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
- 4 事業所は設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また指定介護予防支援の提供に関する記録整備を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護事業所に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は市区町村、社会福祉法人江戸川豊生会と施設長・管理者との協議に基づいて定める。

## 附則

この規定は、2006年4月1日から施行する。

この規定は、2011年5月9日から一部改正する。

この規定は、2015年4月1日から一部改正する。

この規定は、2017年6月5日から一部改正する。

この規定は、2018年9月1日から一部改正する。

この規程は、2024年4月1日から一部改正する。